

附属書十四―A 地理的表示に関する両締約国の法令

第一編 欧州連合の法令

二千十四年二月二十六日の欧州議会及び閣僚理事会の規則（E U）第二五一・二〇一四号（香味付けぶどう酒産品の定義、説明、提示、ラベル等による表示及び地理的表示の保護に関する規則であつて、閣僚理事会規則（E E C）第一六〇一・九一号を廃止するもの）

二千十三年十二月十七日の欧州議会及び閣僚理事会の規則（E U）第二三〇八・二〇一三号（農産品についての市場の共通体系について定め、並びに閣僚理事会規則（E E C）第九二二・七二号、閣僚理事会規則（E E C）第二三四・七九号、閣僚理事会規則（E C）第一〇三七・二〇〇一号及び閣僚理事会規則（E C）第一二三四・二〇〇七号を廃止するもの）

二千十二年十一月二十一日の欧州議会及び閣僚理事会の規則（E U）第一一五一・二〇一二号（農産品及び食料品の品質に係る制度に関するもの）

二千八年一月十五日の欧州議会及び閣僚理事会の規則（E C）第一一〇・二〇〇八号（蒸留酒飲料の定

義、説明、提示、ラベル等による表示及び地理的表示の保護に関する規則であつて、閣僚理事会規則（E E C）第一五七六・八九号を廃止するもの）

第二編 日本国の法令

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）及び同法に基づいて告示された酒類の地理的表示に関する表示基準を定める件（平成二十七年国税庁告示第十九号）

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二十六年法律第八十四号）